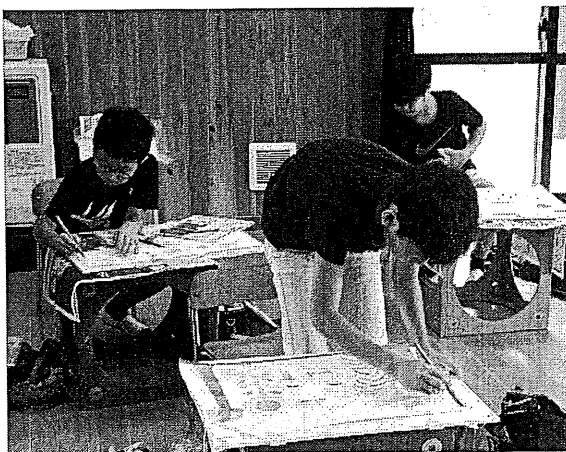


平成30年度

稲荷第一市民センター運営審議会 (第2回)



絵画教室（夏休み子ども教室）

日 時 : 平成31年2月28日（木）

午後2時00分～

場 所 : 稲荷第一市民センター 2階会議室

《 次 第 》

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 平成30年度事業報告及び利用状況について

(2) 平成31年度事業計画の概要について

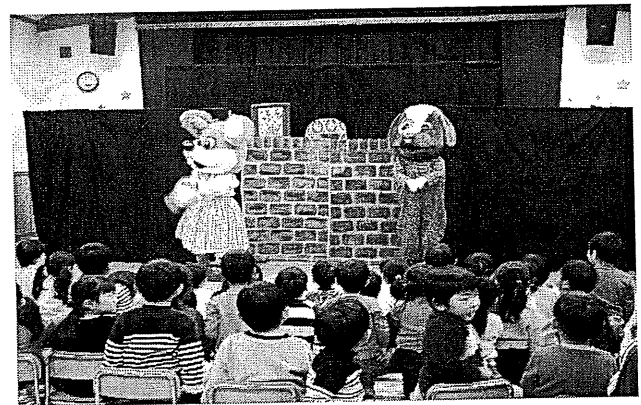
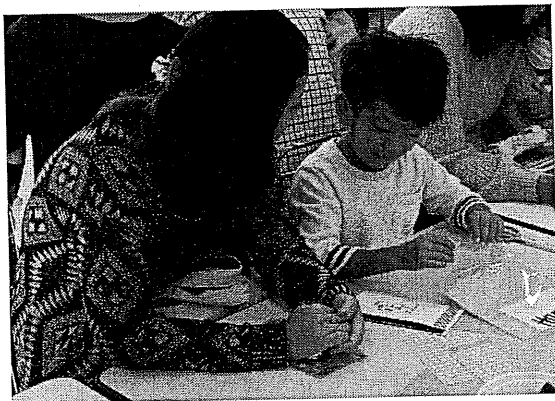
(3) その他

4 閉 会

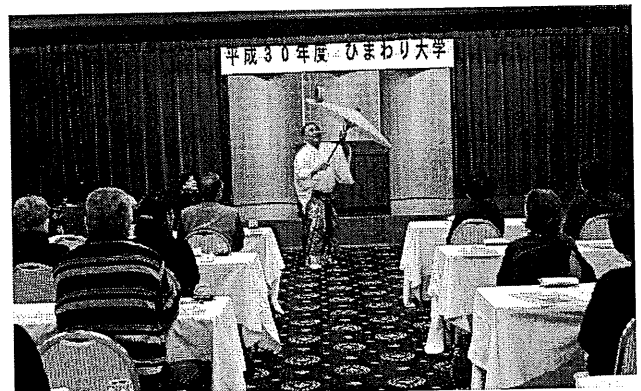
(1)平成30年度事業報告及び利用状況について

一般教養講座

講座名	内 容	開催日	対象者	人数	講師名等
家庭教育学級	親子ヨガ教室	6月4日	幼稚園児と保護者	57名	江橋京子
	『スクラップブック』教室	10月26日	幼稚園児と保護者	52名	小野寺由美子・熊谷直美
	『人形劇 赤ずきん』	12月19日	保育所幼児と幼稚園園児と保護者	65名	人形劇団「どんぐり」
	家庭教育講演会	2月8日	新入学児童保護者	41名	上田 壽行



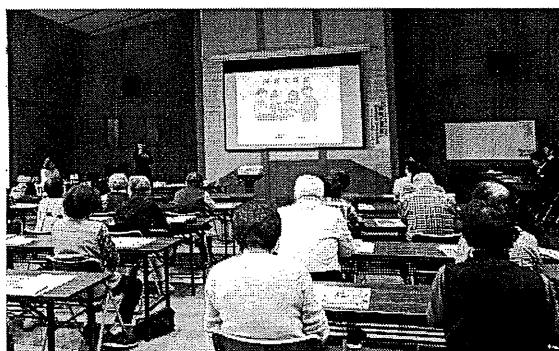
ひまわり大学	津軽三味線と落語公演	6月21日	ひまわり大学受講生	32名	芝間美喜夫・二松亭ちゃん平
	移動学習	10月4日		36名	カバヤ食品関東工場・ヨネビシ醤油
	若脳トレーニング講座	11月8日		23名	小城俊之
	人権啓発講演会「なんてったって笑いが一番」	1月17日		29名	柳貴家正楽



夏休み子ども教室	絵画教室【Aコース】	8月1日 8月2日	稲荷第一 小学校 児童 (全学年)	20名	関 徹
	絵画教室【Bコース】	8月22日 8月23日		12名	関 徹
	書道教室【Aコース】	7月30日	稲荷第一 小学校 児童 (3～6年)	15名	小林清美
	書道教室【Bコース】	7月31日		6名	小林清美
冬休み子ども教室	書道教室	12月26日		11名	小林清美
成人セミナー	味噌づくり教室	1月23日	水戸市在住 成人男女	25名	秋葉章太郎
	移動学習	2月5日		35名	成田航空科学博物館と成田空港
女性セミナー	ジャイアントフラワー手作り教室	3月12日	水戸市在住 成人女性		西澤千春・鈴木理依



家庭教育強化事業	親子ヨガ教室	9月6日	未就学児と 保護者	8名	江橋京子
	孫育て講座 (常澄ブロック家庭教育講演会)	10月16日	子育て・孫 育て中の方	30名	西野ひとみ
	親子で楽しむ手形アート	11月27日	未就園児と 保護者	10名	西澤千春
	楽しい親子遊び	3月23日	未就学児と 保護者		新井景子・増淵純子



平成30年度利用団体別利用状況

区分 (月)	市民センター		社教団体		市/県		その他		小計		(館外)		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	(回数)	(人数)	回数	人数
4	14	108	7	98	1	13	37	438	59	657	0	0	59	657
5	19	190	8	231	0	0	42	468	69	886	0	0	69	886
6	27	257	5	57	4	48	41	432	77	794	1	57	78	851
7	24	225	0	0	6	163	44	582	74	970	0	0	74	970
8	11	105	5	75	2	29	32	427	50	636	4	76	54	712
9	23	260	4	60	3	85	40	507	70	912	0	0	70	912
10	28	276	8	190	9	246	48	587	93	1,299	3	794	96	2,093
11	26	840	7	116	3	51	47	558	83	1,565	1	40	84	1,605
12	24	223	6	194	8	85	41	443	79	945	1	65	80	1,010
1	20	242	7	228	7	122	64	427	98	1,019	1	34	99	1,053
2														
3														
計	216	2,726	57	1,249	43	842	436	4,869	752	9,683	11	1,066	763	10,749

平成30年度まちづくり会事業について

月	日	関連事業(まちづくり会)
H30	5	13 まちづくり会総会
		22 花苗配布(ベゴニア)
6	3	稲荷第一地区お父さんソフトボール大会
	15	花苗配布(サルビア他)
	24	常澄ブロック球技大会(ソフトボール)
	25	地区花壇コンクール
7	3	FMぱるるん
	8	常澄ブロック球技大会(ソフトバレーボール)
9	8	成田国際空港見学ツアー(生涯学習部主催事業)
	8	小学校周辺草刈り
10	上	広報紙「ふれあい稲荷一34号」発行
	7	市民運動会
11	3	常澄ブロック歩く会
	18	ふれあいまつり
H31	1	12 郷土かるた地区大会
	2	19 FMぱるるん
		27 水戸市民の集い
3	6	花苗配布(パンジー)
	下	広報紙「ふれあい稲荷一35号」発行

(2) 平成31年度事業計画の概要について

① 定期講座

② 一般教養講座

ア) 成人セミナー

- ◎ 講習会・移動学習等

イ) ひまわり大学(高齢者対象講座)

- ◎ 講習会・移動学習等

ウ) 家庭教育学級

- ◎ 稻荷第一幼稚園と共催
- ◎ 常澄保育所と共催
- ◎ 稻荷第一小学校と共催

エ) 青少年関係

- ◎ 絵画教室
- ◎ 習字教室

オ) 女性セミナー

- ◎ 講習会等

カ) 家庭教育強化事業

- ◎ 講習会等

平成31年度定期講座開設予定状況

クラブ名		開催日		時間	部屋名	人数	会費 円	講師名
教室	家庭料理	火	3	9:30～12:30	調理室	新規講座	年約5,000	三熊 理恵
	英会話	水	1・3	14:00～16:00	会議室	18	年10,000	大杉 芳枝
	骨盤体操	木	2・4	10:00～11:30	和室	19	年10,000	根本貴世子
	みんなようキッズ	土	2・4	10:00～12:00	多目的ルーム	9	—	山中 香林
クラブ	カラオケ	月	1・3	13:00～15:30	ホール	18	年10,000	上杉 京子
	扇・梅の会		2・4	13:00～16:00	和室	6	月1,000	星野 幸子
	手編み	火	1・3	9:30～12:00	会議室	5	—	—
	かいづか句会		1・3	13:00～15:00	会議室	5	月2,500	小竹 亨
	詩吟愛好会	木	1・3	13:30～15:30	会議室	5	年4,000	—
	しあわせスイーツ		1	9:00～13:00	調理室	10	年約5,000	塚原 秩子
	パン作り	金	2	9:00～13:00	調理室	8	年約5,000	三熊 理恵
	和紙ちぎり絵		1・3	10:00～14:00	会議室	5	年10,000	小森 祥陽
	郷土民謡愛好会		1・2	13:00～16:30	多目的ルーム	10	月1,000	—
	絵てがみ		土	1	9:30～11:30	会議室	18	年5,000

○水戸市市民センター条例

平成21年 9月29日

水戸市条例第33号

改正 平成22年 3月24日条例第13号
平成23年 3月25日条例第 9号
平成23年 7月12日条例第25号
平成26年 6月30日条例第36号
平成27年 3月24日条例第 9号
平成28年 6月30日条例第34号
平成30年 6月22日条例第32号
平成30年12月20日条例第60号
(一部未施行)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそ

れがあるとき。

(5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則 (平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成26年6月30日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年6月30日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成30年6月22日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成30年規則第28号で平成30年10月1日から施行。ただし、同条例付則第2項の規定は平成30年9月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市鯉淵市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成30年12月20日条例第60号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 平成31年2月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市妻里市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例(以下「新条例」という。)の例により行うことができる。

別表(第2条関係)

(平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・平28条例34・平30条例32・一部改正)

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町2134番地
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1
水戸市鯉淵市民センター	水戸市鯉淵町2989番地の2